

## 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書

2021年の「公立義務教育学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」の成立により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要である。加えて、きめ細かい教育活動をすすめるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。

萩生田前文科大臣も、改正義務標準法にかかわる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数の必要性についても言及している。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校に加えGIGAスクール構想の実施など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置など教職員定数改善が不可欠である。

厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もあるが、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた財源のためにも定数改善が必要である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

### 記

1. 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数の配置増など教職員定数改善を推進すること。またGIGAスクール構想の実施にともなうICTサポーターの配置増を早急に行うこと。
3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月21日

内閣総理大臣	岸田	文雄	様
衆議院議長	細田	博之	様
参議院議長	山東	昭子	様
財務大臣	鈴木	俊一	様
総務大臣	金子	恭之	様
文部科学大臣	末松	信介	様

石川県志賀町議会議長 南 正 紀